

# 4月定例教育委員会会議録

公開案件

非公開案件

開催日時	平成29年4月25日（火） 午前10時から	
開催場所	奈良市役所 北棟6階 第21会議室	
出席者	委員	中室教育長、杉江委員、吉田委員、都築委員、畑中委員 【計5人出席】
	事務局	土田補佐、中垣
	理事者	<p>【教育委員会】</p> 尾崎教育総務部長、北谷学校教育部長、小橋教育総務部次長、高塚教育政策課長、池本教育総務課長、今中教職員課長、中生涯学習課長、立石文化財課長、奥田中央図書館長、中山一条高等学校事務長、東畑学校教育課長、坂本いじめ防止生徒指導課長、野口保健給食課長、鈴木地域教育課長、廣岡教育支援課長、宮廻教育相談課長
		<p>【市長部局】</p> 木綿子ども未来部長、真銅子ども政策課長
開催形態	公開（傍聴人 3名）	
会議録署名委員	畑中委員、吉田委員	
議 題	<p>1 教育長報告</p> （1）平成30年度使用奈良市立小学校「特別の教科 道徳」教科用図書採択の基本方針について （2）平成30年度使用奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針について （3）「第32回国民文化祭・なら2017」分野別フェスティバルについて	
	<p>2 議事</p> 議案第3号 奈良市文化財保護審議会委員の解職及び委嘱について <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">非公開</span> 議案第4号 奈良市学校給食センター条例施行規則の一部改正	

	<p>について</p> <p>議案第5号 奈良市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について</p> <p>3 協議事項 「理想の子ども像について」</p>
決定取り纏め事項	<p>1 教育長報告</p> <p>(2) 平成30年度使用奈良市立小学校「特別の教科 道徳」教科用図書採択の基本方針については了承した。</p> <p>(2) 平成30年度使用奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針については了承した。</p> <p>(3) 「第32回国民文化祭・なら2017」分野別フェスティバルについては了承した。</p> <p>2 議事</p> <p>議案第3号 奈良市文化財保護審議会委員の解職及び委嘱については可決した。 <b>非公開</b></p> <p>議案第4号 奈良市学校給食センター条例施行規則の一部改正については可決した。</p> <p>議案第5号 奈良市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正については可決した。</p> <p>3 協議事項 「理想の子ども像について」</p>
担当課	教育委員会 教育総務課
<b>議事の内容</b>	
<b>公開案件</b> 教育長	<p>お揃いのようなので始めたいと思います。</p> <p>4月人事異動後初めての定例教育委員会ですので、本日初めて会議に出席された方もいらっしゃるので、教育委員会及び子ども未来部の理事者の方の紹介をお願いしたいと思います。</p>
教育総務部長	<p>まず、教育委員会事務局から紹介させていただきます。</p> <p style="text-align: center;">教育委員会 理事者自己紹介</p>
子ども未来部長	<p>続いて子ども未来部の紹介をさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">子ども未来部長 理事者紹介</p>

教 育 長

私からは、教育委員さんを紹介させていただきます。  
教育長職務代理者の杉江委員、都築委員、畑中委員、4月1日付で教育委員に就任された吉田委員でございます。  
それでは、会議に関連しない理事者の方は退席いただいて結構です。

教 育 長

本日、教育長報告で1件追加案件がございます。「第32回国民文化祭・なら2017」分野別フェスティバルについてですが、追加案件として審議いただきたいと思いますがよろしいでしょうか。それでは事務局から資料の説明をお願いします。

事 務 局

机上の資料で一番上の資料は追加案件の資料です。次に資料の差し替えですが、教育長報告1の「平成30年度使用奈良市立小学校「特別の教科 道徳」教科用図書採択の基本方針について」の7ページ及び12ページでございます。7ページの記載では人物が特定できるため、また12ページの宛先は奈良市教育委員会教育委員長ではなく教育長のため差し替えをお願いします。  
次に教育長報告2の「平成30年度使用奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針について」の22ページです。人物が特定できるため、資料の差し替えをお願いします。二つの案件に共通する5ページ6ページの奈良市教科用図書選定委員会開催要綱は選定委員研究委員の人事に関する内容が記載されていますので、傍聴者には配布いたしません。次に、先ほど追加案件の了承をいただきました「第32回国民文化祭・なら2017」分野別フェスティバルについて」の資料でございます。次に一番下でございますのは、協議事項の「理想の子ども像について」事前にご覧いただいた追加資料と4月教育委員会の協議テーマである四角で囲んである資料の覽に追加資料をご用意させていただいたものです。こちらは後ほど担当から説明させていただきます。また、本日吉田委員から協議事項の中で配布される資料がございますので、協議事項に入る前に配布させていただきます。左側には、3月～4月中に教育長決裁により容認した奈良市教育委員会の後援共催にかかる事業一覧でございます。後援名義につきましては、こちらの資料の配布を持ちまして報告とさせていただきます。

教 育 長

それでは本日の委員会は全員出席いただいておりますので、4月の定例委員会は成立いたします。  
本日の署名委員は畑中委員、吉田委員にお願いしたいと思います。案件に入る前に本日は3名の方から傍聴の申し入れがございますので、傍聴規則第2条及び第3条の規則に基づき、傍聴券を交付い

		<p>たしましたのでご報告いたします。</p> <p>それでは傍聴人のご案内をお願いします。</p>
教 育 長		<p>本日の案件に入ります。本日の案件は教育長報告3件、議事3件、協議事項1件です。なお、議案第3号は人事に関する案件ですので非公開として審議すべきと思いますが、いかがでしょうか。</p>
各 委 員		<p>異議なし。</p>
教 育 長		<p>異議なしと認めます。よって議案第3号は非公開とすることに決定いたしました。それでは公開の案件から始めたいと思います。</p> <p>教育長報告1、平成30年度使用奈良市立小学校「特別の教科道徳」教科用図書採択の基本方針について学校教育課長説明をお願いします。</p>
学 校 教 育 課 長		<p>今回の「特別の教科道徳」の導入経緯についてご説明させていただきます。平成27年3月に小中学校学習指導要領等の一部改正があり、平成30年度から小学校で、平成31年度から中学校で「特別の教科道徳」が開始されることとなりました。道徳が、教科になることで、単に知識として善悪を理解させる指導でなく、思いやりや生命の尊さ、規則の尊重など道徳的な価値を自分のこととして考え、議論する道徳への展観が図られます。道徳科の評価に関しては、文部科学省の通知によると児童生徒の学習状況や道徳性にかかる成長の様子を継続的に把握し、指導に活かすよう努める必要があるとされています。具体的には数値による評価ではなく、記述式とすること。また個々の内容項目ごとではなく、大括りなまとまりを踏まえた評価とすること、そして他の児童生徒との比較評価ではなく、児童生徒がいかに成長したかを積極的に受け止め、励まし伸ばす評価をすることとされています。</p> <p>さらに特別の考え方を押し付けたり、入学者選抜の可否判定に活用することのないようにと記載されています。</p> <p>今後、道徳科の評価については国の方針に沿って適切に実施していきたいと思います。では教科用図書の選択についてご説明させていただきます。</p> <p>道徳が教科になることにより、今年度に平成30年度から使用する小学校の道徳科の教科用図書の採択を行います。小学校の教科用図書の採択にあたりましては、これまでも基本方針を定めてまいりましたが、今回改めてこれまでの基本方針の見直しを図るとともに、道徳の教科書を初めて採択するという事で道徳科の特性に応じた観点で調査研究をすすめるようにしています。資料1ページをご覧ください。教科用図書採択の基本方針です。変更点を中心に説明</p>

させていただきます。まず、適切な教科用図書を採択するために基本方針を定めることを謳っています。次に、1及び2において教科用図書採択の権限が奈良市教育委員会にあること。奈良市教育委員会がその権限と責任において公正かつ適正な採択を行うことを明確にしました。また、4では採択における留意点を整理し、大きく3点にまとめています。特に(1)の学習指導要領の主旨や奈良市教育大綱、奈良市教育振興基本計画及びこれからの奈良市の教育活動の展開に適したものであることを加筆しました。

また(3)には、道徳科の教科用図書を調査研究する6つの観点をア～カと示しています。この6つの観点で研究を行う際、例えばアの題材の選択及び取り扱いでは、取り上げる題材の選択と取り扱いがバランスよくなされているか、取り上げられている道徳的価値に関わる事象や人物がより適正か、特定な見方や考え方に偏った取り扱いがなされておらず、より公正であるかといったように道徳科の特性も考慮し研究します。5では採択の手続きに関わる会議の公開非公開など教科用図書採択に関わって、公平性透明性を追求する手立てについて記述しています。以上、この1ページを道徳科の教科用図書採択の基本方針としてまいります。次に2ページをご覧ください。奈良市立小学校「特別の教科 道徳」教科用図書採択の手順を示しています。従来の小学校教科用図書採択と同じでございます。続いて3ページ4ページは奈良市教科用図書選定委員会規則を記載しております。この規則は従来と変更ございません。また、後ほど説明させていただきます奈良市立高等学校教科用図書採択にも共用される規則です。これ以降の資料は研究報告書等の様式一式です。以上のことを踏まえ、今年度の道徳科の教科用図書採択を進めてまいります。以上です。

教 育 長

それではこの件についてご意見ご質問等ございましたらお願いします。

杉 江 委 員

道徳教育というのはあらゆる機会に必要なだと思いますが、特に教科書を使うとなると、新聞等で伝えられているところを拝見しますと、内容について学習指導要領で決めていますよね。もれなく教えることとなっているので、教科書を教材として道徳を教えるとなると、どう評価するのか大事だと思います。参考資料を見ますと、数値ではなく記述式で行うところまではわかりましたが、教員の立場として、特に小学校の場合、来年度から始まるわけですが、一人の先生がほぼ全教科を担当しているので、その中で道徳を週1時間年35時間ということですが、他の教科でも道徳に関する問題も出てくると思うので、教科を横断する配慮といった、教育が大事だと思います。ことさら道徳という教科を評価するとき、教科の試験での

結果だけでなく、広い立場で評価することが大切なのではないかと質問させていただきました。もう少し留意すべき点があれば教えていただきたいです。

学校教育課長

やはり1時間だけで子どもの道徳性の向上を見るのは難しいと思います。子どもが議論したり、あるいは自分の思いをワークシートに書く作業の中で、子どもの変容を見るのが教員として大事だと思います。その際に、教員と児童生徒との人格的な触れ合いというか人間関係を含め共感的な理解をする関係というのも大事だと思います。そして1時間ではなくて、1学期や1年など長いスパンで成長を見ることが必要かと思います。その変容を積極的に捉え、励ましたり、評価することが大事だと思います。そのことが更にいろんな各教科においても積極的に取り組むあるいは道徳的な価値を踏まえながら行動するというところに繋がっていくのではないかと思います。

杉江委員

ありがとうございました。新聞の記事で読みましたが、京都大学の佐伯名誉教授が、集団生活をするのが一番だと書いてありましたが、学校における集団生活を活用することが大切だと思います。修学旅行や運動会、文化祭といった集団の中で人と人との付き合いをしていくのが大事だと思います。教科書がどのようなものか早く見たいと思いますが、スケジュールが分かっていたら教えていただけますか。

学校教育課長

今月中には見本が届くと思います。

教育長

他にご意見ございませんか。

ないようですので、教育長報告1「平成30年度使用奈良市立小学校「特別の教科 道徳」教科用図書採択の基本方針について」は了承いたします。次に教育長報告2「平成30年度使用奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針について」引き続き学校教育課長お願いします。

学校教育課長

これまで高等学校においても教科用図書の基本方針を定めて採択を行ってきました。高等学校教科用図書採択を行うにあたって、文言を見直したところがありますので、変更点を中心にご説明させていただきます。まず、資料1ページ、道徳科の基本方針同様、適切な教科書採択するために基本方針を定めることを謳っています。3のその2文目に、尚、一度採択された教科用図書が「高等学校教科用図書目録」に登載されている間は原則として4年間継続して採択するという部分を加筆させていただきました。高等学校の場合、

大幅な改定がほぼ4年に一度行われること、また毎年違う教科書を使用することにより、内容の配列が変わる等の混乱を避けるため、目録に登載されている間は一定の期間採択をしようとするものです。ただ、内規的要素として、採択から4年に満たない場合でも、例えば全く新しい教科書がより適切だと判断された場合は採択替えをすることも可能と考えております。

次に4の採択における留意点ですが、小学校の道徳科と同様(1)の項目を追加しました。また(3)にあるとおり、調査研究における観点はア～エの4点といたします。また5では特別の教科道徳と同様に採択の手続きに関わる会議の公開非公開など教科用図書採択に関わって公平性透明性を追求する手立てについて記述しています。

高校の場合、保護者組織の代表として一条高等学校の育友会を加えることとなっています。以上、1ページを高等学校教科書採択の基本方針といたします。次に2ページをご覧ください。奈良市立高等学校教科用図書採択の手順を示しています。この部分は従来と同様でございます。3ページ4ページについては、奈良市教科用図書選定委員会規則です。特別の教科道徳の採択と同様でございます。以上のことを踏まえまして教科用図書採択を進めてまいります。

教 育 長

この件についてご意見ご質問等ございませんでしょうか。よろしいですか。では、ご意見ございませんようですので、教育長報告2、平成30年度使用奈良市立高等学校教科用図書採択の基本方針については了承いたします。次に教育長報告3「第32回国民文化祭・なら2017」分野別フェスティバルについて」生涯学習課長説明をお願いします。

生涯学習課長

国民文化祭は全国各地で国民一般が行っている文化活動を全国規模で発表し、共演し交流する場を提供することにより、国民の文化活動への参加の意欲を高め、新しい芸術文化の創造を促すことを目的とした祭典です。今回開催地として奈良県が選出され、平成29年9月1日から11月30日の期間、県内39市町村での開催を予定しています。このうち分野別フェスティバルに奈良市教育委員会主催として参画をするものです。事業内容は文化関係団体と連携し、各分野において広く参加者を募り、19件の事業を実施する予定です。具体的には第32回国民文化祭奈良市実行委員会で決定していく予定です。なお、本市教育委員会の人的負担や予算負担はございません。

教 育 長

この件についてご意見ご質問はございませんか。ご意見ないようですので、教育長報告3「第32回国民文化祭・

		なら2017」分野別フェスティバルについて」は了承いたします。次に公開の議事に入りたいと思います。議案第4号「奈良市学校給食センター条例施行規則の一部改正について」保健給食課長お願いします。
保健給食課長		奈良市都祁学校給食センターの対象校である4校が統合再編となり、第2条の改正が必要となりました。内容については2ページに新旧対照表を記載しております。まず、第2条をご覧ください。奈良市都祁学校給食センター対象校に記載されています、並松小学校、吐山小学校、六郷小学校、都祁小学校の4校が統合となりましたので、右改正案には小学校は都祁小学校1校となります。中学校は変わらず都祁中学校1校のみとなります。こちらを変更しようとするものでございます。以上です。
教 育 長		この件についてご意見ご質問ございませんでしょうか。ないようでしたら、議案第4号「奈良市学校給食センター施行規則の一部改正について」採決をいたします。本案を原案通り可決することに決ましてご異議ございませんでしょうか。
各 委 員		異議なし。
教 育 長		異議なしと認めます。よって議案第4号は原案通り可決することに決定いたしました。次に、議案第5号「奈良市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について」保健給食課長お願いします。
保健給食課長		平成29年4月から開始される都南中学校の学校給食により市内全中学校で給食が実施されることとなりました。そのため規則の改正を行おうとするものです。内容については、2ページの新旧対照表をご覧ください。現行の欄、第3条、同表に定める中学校のうち別表第1に掲げるとありますが、別表第1というのが今まで順次給食を開始してきた学校ですが、都南中学校によりすべての学校で給食が開始されますので、別表第1を削除いたします。改正案について右の表、第2条の表に定める小学校及び中学校とし、別表第1を削除させていただきます。また、別表第2現行のところ、日額の金額を表示していますが、別表がひとつとなりましたので別表第2を別表と改正いたします。以上です。
教 育 長		ご意見ございませんでしょうか。
教 育 長		昨日から都南中学校で給食が開始され、奈良市内すべての学校に



	<p>学校給食が整ったということになります。 よろしいですか。 ご意見ございませんようですので、議案第5号「奈良市学校給食費の管理に関する条例施行規則の一部改正について」採決いたします。本案を原案とおりに可決することに決しましてご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
教 育 長	異議なしと認めます。よって議案第5号は原案通り可決することに決定いたしました。
協 議 事 項	<p>3 協議事項 「理想の子ども像について」</p> <p>テーマについて教育政策課長から説明、意見交換及び協議を行った。</p>
非 公 開 案 件	<p>この審議は、奈良市情報公開条例第29条第2号の規程により非公開とする。</p> <p>議案第3号「奈良市文化財保護審議会委員の解嘱及び委嘱について」文化財課長より概要説明</p> <p>〈異議なし〉</p> <p>本件は、原案どおり可決することに可決した。</p>
教 育 長	<p>これで、案件は全て終了しました。 これをもって、本日の定例教育委員会を閉会いたします。</p>